

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（革新的GX技術創出）に関する
報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和6年度特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人科学技術振興機構 令和6年度特定公募型研究開発業務 （革新的GX技術創出）に関する 報告書及び同報告書に付する 文部科学大臣の意見

国立研究開発法人科学技術振興機構令和6年度特定公募型研究開発業務
（革新的GX技術創出）に関する報告書 1

国立研究開発法人科学技術振興機構令和6年度特定公募型研究開発業務
（革新的GX技術創出）に関する報告書に付する
文部科学大臣の意見 29

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
(革新的GX技術創出)に関する報告書

目 次

I. 令和6年度特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）に関する 報告書	5
---	---

II. 参考資料	13
----------	----

資料1	脱炭素化産業成長促進対策費補助金交付要綱（令和5年3月15日 文部科学大臣決定）
資料2	国立研究開発法人科学技術振興機構革新的GX技術創出事業基金 設置規程（令和5年3月28日令和5年規程第8号）
資料3	国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱 規則（令和5年3月1日令和5年規則第9号）
資料4	令和6年度革新的GX技術創出事業（GteX）研究開発課題一覧
資料5	参照条文等

I . 令和 6 年度特定公募型研究開発業務
(革新的 GX 技術創出) に関する報告書

令和6年度特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）について

1. 基金の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、第5期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年6月11日法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の将来の産業成長と2050年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的グリーントランスフォーメーション（GX）技術の創出に向けた研究開発を推進すると定められたことを受け、令和5年3月30日に、脱炭素化産業成長促進対策費補助金交付要綱（令和5年3月15日文科科学大臣決定）（資料1）に基づき、495億8000万円が機構に交付され、同日、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年12月13日法律第158号）第25条の規定及び国立研究開発法人科学技術振興機構革新的GX技術創出事業基金設置規程（令和5年3月28日令和5年規程第8号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金が造成された。

2. 基金の管理体制等

令和6年度は、特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）（以下「業務」という。）を適切に執行するため、令和5年度までに整備した体制・関係規程等のもと、基金管理を含むプログラムの運営業務を行った。

基金の運用については、令和4年度に機構内共通の国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則（令和5年3月1日令和5年規則第9号）（資料3）を制定し、安全性の確保を最優先に、流動性の確保及び収益性の向上を原則とした取扱いを定めている。本規則に基づき、理事長を委員長とする基金管理委員会、経理部及び未来創造研究開発推進部による体制にて、基金の運用を行った。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（単位：百万円）

		令和6年度	令和7年度 （見込み）
前年度末基金残高（a）		45,169	33,044
収 入	国からの資金交付額	-	-
	運用収入	21	25
	その他	8	-
	合計（b）	29	25
支 出	事業費	11,891	7,636
	管理費	264	324
	合計（c）	12,154	7,960
国庫返納額（d）		-	-
当年度末基金残高（a+b-c-d）		33,044	25,109
（うち国費相当額）		（33,044）	（25,109）

※ 表中の数字は四捨五入をしているため、合計が一致しない場合がある。

4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

	令和6年度
実施決定件数（単位：件）※	274
実施決定額（単位：百万円）	11,891

※ 令和6年度に締結した委託研究契約件数

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和6年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

（令和6年度末基金残高）÷（令和7年度以降業務に必要となる額）

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

革新的GX技術創出事業（GteX）においては、文部科学省が策定した基本方針及び各領域の研究開発方針に基づき、我が国の将来の産業成長と2050年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的GX技術の創出に向けた研究開発を推進することと

されている。

【効果的な事業運営】

令和5年度採択課題の領域ポートフォリオを作成し、それを踏まえ、文部科学省が策定した「革新的 GX 技術創出事業 (GteX)」研究開発方針〈領域：蓄電池〉において掲げられている研究開発テーマ「C. 将来的な企業投資が見込まれる革新電池創出に向けた研究開発」に該当する電池系について令和6年度公募・選考を実施し、公募テーマ4「軽量・小型・大容量を実現する電池開発」において1件の課題を採択した。

産業界のニーズや国内外の研究開発動向を踏まえた研究開発を推進するため、研究開発戦略検討会議を開催した。本会議の下で、11月～12月に各領域の分科会を立ち上げ、特許調査や文献調査、市場調査等を含めた検討に取り組んだ。

【共通基盤の整備】

放射光施設 (NanoTerasu) の利用については、事業全体としての利便性及び効率性の観点から、機構がビームタイムを確保し一体的に運用する仕組みを令和5年度より導入している。令和6年度は、利用希望に対する審査体制や運用ルールを定め、施設の利用を開始した。

事業内で効果的な新材料・新構造探索のため実験データを蓄積・連携・活用する仕組みとして、データフォーマットの統一などの取組に着手するとともに、各領域のデータマネジメント方針 (令和5年10月1日策定) に基づき、具体的な運用ルールやデータの公開・共用に関するデータ区分等を定めたデータマネジメント規則を策定した。

事業全体で成果の最大化を図るために、大型の設備やオペレーションに高度な技能を必要とする設備等については、集約して整備し、領域・研究チーム間での横断的な供用を推進している。令和6年度は、既存設備に加え、共通基盤を担うチームが新規の大型機器を計画的に導入し、本事業のみならず戦略的創造研究推進事業先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) においても供用を開始した。

【若手研究者の人材育成】

国際的な視野に立った研究活動が行える人材の育成を目指し、本事業に参画している学生を対象とした海外派遣支援制度を新設した。具体的には、海外の研究室における研究活動を希望する学生のうち、PD・POによる審査を通過した者に対し渡航費用などの支援を行うこととし、令和6年度は2名の学生を選抜した。

【知財に関する調査や管理体制の強化】

戦略的な知財創出を目指し、POを中心とする各領域の知財委員会において、研究成果の公表に関する審査・管理や特許出願申請に対する審査・助言等を実施した。また、独

立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat）」による知財プロデューサーの派遣を受け、その協力のもとで知財に関する啓蒙活動や特許調査等に積極的に取り組んだ。

【国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との連携】

各領域において PD や PO も含めた NEDO との意見交換（蓄電池：3回、水素：3回、バイオものづくり：1回）を実施し、具体的な連携の可能性や連携の在り方について議論を行った。また、本事業の全体会議（蓄電池：令和6年10月30日、水素：令和6年10月31日、バイオものづくり：令和6年11月2日）に NEDO 関係者が参加し、研究進捗等について情報共有を行った。

- ・蓄電池領域においては、研究者間の打合せ（硫化物型全固体電池チーム：7回、酸化物型全固体電池チーム：3回、リチウム硫黄電池チーム：3回、共通基盤チーム：1回）を実施し、本事業からは技術シーズを NEDO 事業に、NEDO 事業からは電池試作の技術を GteX に提供する等の連携を進めた。また、NEDO の「電気自動車用革新型蓄電池開発」の内部シンポジウム（令和6年4月23日）に本事業参画研究者が参加し、研究進捗や共通課題に関する議論を行った。
- ・水素領域においては、研究者間の打合せを3回実施した。また、NEDO 事業の実施企業所属の研究者が本事業の水素貯蔵チームに参画し、産業界の動向や要求事項などを研究チームへ提供するなど、具体的な連携を深めた。
- ・バイオものづくり領域においては、NEDO 事業者との情報交換の場に本事業参画研究者が定期的に参加し、ポスター発表を行うなどの連携に取り組んだ（Sustainable Bioproducts Network：令和6年5月24日及び11月19日、バイオものづくり分野マッチング会：令和6年10月8日）。

【異分野連携シンポジウムの企画・開催】

本事業と ALCA-Next との連携促進、及び異分野や若手の研究者のカーボンニュートラル関連研究への巻き込みを目的として、4月中下旬に北海道・東北・つくば・東京大学・近畿・九州の6地区にて「GX 実現に向けた異分野連携シンポジウム」を開催した。合計750名以上の参加があり、GteX 及び ALCA-Next の事業内外の研究者による交流を促進した。

【GteX セミナーの企画・開催】

本事業に参画する研究者、大学院生、学部生等を対象とし、研究開発を進める上で必要となる知識や情報を提供することを目的に、全8回の「GteX セミナー」を開催した。合計約900名が参加し、うち約3割は学生であった。

【研究開発の成果】

- ・電気自動車の価格低下にはリチウムイオン電池（LIB）の更なる高性能化・低コスト化の両立が求められているが、正極材料として広く用いられているニッケル系材料を使った LIB の価格をさらに下げるとは、ニッケルの資源価格から困難である。今回、ナノ構造を高度に制御したリチウムマンガン酸化物の直接合成技術を確認し、資源埋蔵量が豊富で安価なマンガンを利用することで、コバルト・ニッケルフリーの構成でありながら従来材料と同程度（800Wh/kg程度）のエネルギー密度を実現することに成功。電気自動車の高性能化・低価格化両立の実現の可能性を見出した。（蓄電池領域：藪内直明（横浜国立大学 教授））
- ・グリーン水素製造に必要となる水の電気分解（水電解）において、耐腐食性の高いイリジウムは触媒材料として不可欠であるが、貴金属であるイリジウムには資源的制約があり、中短期的にはイリジウム使用量の低減が急務となっている。今回、マンガンとイリジウムの特異な相互作用により、6価の高酸化状態をもつ新規イリジウム酸化物が生成されることを明らかにした。この成果は電極触媒反応の基礎的な理解を深めるものであり、イリジウムの使用量低減への貢献が期待される。（水素領域：中村龍平（理化学研究所 チームリーダー））
- ・水電解反応における触媒の性能は電極界面近傍の酸性度に大きく影響を受けることが知られているが、その機構は十分に解明されていなかった。今回、局所酸性度変化の微視的機構を明らかにするとともに、「局所酸性度補正手法」を新たに提案し、この手法によって異なる条件下での触媒活性を同一基準で正確に比較できることを実証した。この成果は、次世代型電極触媒の評価と設計を加速するとともに、中性条件が有利な電解反応全般への応用が期待される。（水素領域：坂牛健（物質・材料研究機構 チームリーダー））
- ・生物機能を人工的に作り変えていくには、遺伝子の機能発現の量やタイミングのコントロールに必須な「プロモータ」と呼ばれる DNA 配列が重要である。しかし、特に真核生物での高度な生物機能の制御のためのプロモータの設計は困難であった。今回、バイオものづくりで一般的に使用される酵母において、人工プロモータの設計原理を解明し、タンパク質合成を制御する手法を確認した。抗体医薬の大量生産だけでなく、代謝制御にも適用することが可能であり、今後、酵母の機能を自在に作り換えた「デザイナー酵母」による有用物質の大量生産の実現が期待される。（バイオものづくり領域：石井純（神戸大学 准教授））

【国際連携】

GX 推進におけるグローバルなネットワークの核となることを目指し、海外のトップレベルの研究機関等と連携を実施している。蓄電池領域においては、令和6年6月の日伊首脳による懇談において公表された日伊アクションプランに基づき、イタリア学術

会議（CNR）と共同研究に向けた議論を進めた。また、令和5年度から引き続き、英国の Faraday Institution と連携に取り組み、令和6年度は英国側からの研究者の受け入れを開始した。水素領域においては、令和7年1月にドイツ学術交流会（DAAD）とのオンラインワークショップを開催し、若手研究者の相互派遣等、具体的な連携について検討を開始した。バイオものづくり領域においては、技術動向調査を目的として、令和6年10月に近藤 P0 と若手研究者が英国研究者を訪問し、合成生物学分野のスタートアップの現状や日英の連携の可能性について意見交換を実施した。加えて、蓄電池・水素領域においても、キプロスの PHAETHON Center of Excellence との連携に向けて、若手研究者の相互派遣等について調整を進めた。

II. 參考資料

(資料1)

令和5年3月15日

文部科学大臣決定

脱炭素化産業成長促進対策費補助金交付要綱

(通則)

第1条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）第25条第2項の規定に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に、2050年までのカーボンニュートラルに必要な技術の社会実装を見据えた、革新技術の基盤的な研究開発（以下「研究開発事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
 - イ 基金の名称

- ロ 基金の額
- ハ 上記ロのうち国費相当額
- ニ 研究開発事業の概要
- ホ 研究開発事業の目標
- ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- 二 事業内容の変更をする場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金により行う業務（以下単に「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
 - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
 - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の 2 第 2 項に基づき、基金に充てるものとする。
 - ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
 - ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。
 - ホ 機構は、科技イノベ活性化法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後 6 か月以内に大臣に提出しなければならない。
 - (1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
 - (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
 - (3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額
 - (4) 保有割合
 - (5) 保有割合の算定根拠
 - (6) 研究開発事業の目標に対する達成度
 - ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基

金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる

ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第6条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の請求)

第9条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書類を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第11条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から1か月を経過した日又は補助金の

交付の決定をした会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 大臣は、事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 機構が、補助金を第2条の目的以外の用途に使用した場合

三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15条 機構は、業務により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、業務の実施中及び完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があるときは、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、基金に充てるものとする。ただし、基金の廃止後においては、大臣はそ

の収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等(以下「処分制限財産」という。)、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、別に大臣が定める。

2 機構は、前項の規定により定められた期間中において、補助金の交付の目的に反して処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第5による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第18条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第19条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、機構が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和5年3月15日から施行する。

(資料 2)

国立研究開発法人科学技術振興機構革新的 GX 技術創出事業基金設置規程

(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規程第 8 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、革新的 GX 技術創出事業基金(以下「基金」という。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 令和 4 年度一般会計補正予算(第 2 号)により交付される補助金により、我が国の将来の産業成長と 2050 年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的 GX 技術の創出に向けた研究開発を推進するため、国立研究開発法人科学技術振興機構に基金を設置する。

(基金の業務)

第 3 条 基金は、脱炭素化産業成長促進対策費補助金交付要綱(令和 5 年 3 月 15 日文科科学大臣決定)第 2 条に規定される研究開発事業及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

(基金の資金運用)

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 47 条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則

(令和5年3月1日令和5年規則第9号)

改正 令和5年3月28日令和5年規則第18号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基金の資金運用(第3条―第13条)
- 第3章 基金管理委員会(第14条―第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)第25条に基づき国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に設置された基金の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる基金)

第2条 この規則の対象となる基金は、次のとおりとする。

- (1) 革新的研究開発推進基金
- (2) 創発的研究推進基金
- (3) 経済安全保障重要技術育成基金
- (4) 大学発新産業創出基金
- (5) 先端国際共同研究推進基金
- (6) 革新的GX技術創出事業基金

2 前項に定める基金のほか、新規に設置される基金について、基金の設置に先立ち、第14条の基金管理委員会において第15条第2号に定める事項を審議する必要があるときは、この規則を適用する。

第2章 基金の資金運用

(資金運用の原則)

第3条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
- (2) 資金運用は、事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の資金運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(資金運用方法)

第4条 基金の資金運用に当たっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第3項に規定する方法により行うものとする。

2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。

3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第5条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、資金運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で資金運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

3 引合に際しては、金融機関に対して資金運用しようとする額、資金運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第6条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第7条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第8条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「資金運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(資金運用責任者等)

第9条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は、経理部長が行うものとし、この業務に係る事務は、経理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第10条 基金の出納業務は、会計規程(平成15年規程第13号)第6条第2項に規定する収入責任者及び第3項に規定する支出責任者の命令に基づき、同規程第6条第4項に規定する出納主任が行う。

(資金運用先の監視・情報収集)

第11条 経理課長は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第12条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は、直ちに理事長及び経理担当理事に報告しなければならない。

(資金運用実績の報告)

第13条 経理部長は、資金運用実績を定期的に、また必要に応じ、基金管理委員会に報告するものとする。

第3章 基金管理委員会

(設置)

第14条 基金の管理運営に関し、必要な事項を審議するため、組織規程(平成15年規程第2号)第7条に基づき、機構に基金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の設置及び運用に係る諸規則に関する事項
- (2) 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- (3) 基金の支出に関する重要事項
- (4) その他基金の資金運用に関する必要事項

(構成)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 総括担当理事、総務担当理事及び経理担当理事
- (3) 経営企画部長、総務部長及び経理部長

(委員長)

第17条 委員会に委員長を置き、理事長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第18条 委員長は、委員会を開催する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電子メール等により委員会を開催することができる。ただし、重要な事項を審議する場合を除く。
- 4 委員長は、審議事項の内容について説明を求めため審議対象基金の担当理事及び事業担当部室長を出席させることができる。
- 5 委員会において必要と認める場合には、委員長は、委員以外の専門的知識を有する者又は役職員等に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員会の議事は出席(第 3 項に基づき書面又は電子メール等により委員会を開催する場合は、議事への参加表明をもって出席とみなす。)した委員の過半数をもって決し、可非同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事の出席)

第 19 条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第 20 条 委員会の事務は、各基金の事業担当部室の協力を得て、経理部が担当する。

(その他)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前にした革新的研究開発推進基金管理委員会、創発的研究推進基金管理委員会及び経済安全保障重要技術育成基金管理委員会の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、基金管理委員会がこの規則の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。
- 3 この規則の施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、この規則及び関連例規の相当規定に基づいてした契約、手続きその他の行為とみなす。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 18 号)

この規則は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の次に 2 号を加える改正規定は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

(資料4)

令和6年度革新的GX技術創出事業 (GteX) 研究開発課題一覧

蓄電池領域

氏名	所属機関	所属部署	役職	研究開発課題名
チーム型研究				
金村 聖志	東京都立大学	都市環境学部	特別先導教授 (再任用)	高エネルギー密度を有する高温作動 長寿命リチウム系電池の開発
林 晃敏	大阪公立大学	大学院工学研究科	教授	高エネルギー密度・高安全な硫化物 型全固体電池の開発
入山 恭寿	名古屋大学	大学院工学研究科	教授	高安全・長寿命な酸化物型固体電池 の開発
駒場 慎一	東京理科大学	理学部第一部	教授	資源制約フリーなナトリウムイオン 電池の開発
市坪 哲	東北大学	金属材料研究所	教授	資源制約フリーを目指した マグネシウム蓄電池の研究開発
石川 正司	関西大学	化学生命工学部	教授	低環境負荷・高特性リチウム硫黄電 池の開発
増田 卓也	物質・材料研究機構	エネルギー・環境 材料研究センター	分野長	蓄電池および水素関連研究のための 計測およびDX 共通基盤技術の構築
中西 周次	大阪大学	大学院基礎工学研究 科	教授	軽量・小型・大容量を特徴とする リチウム空気電池の開発

水素領域

氏名	所属機関	所属部署	役職	研究開発課題名
チーム型研究				
高鍋 和広	東京大学	大学院工学系研究科	教授	グリーン水素製造用革新的水電解 システムの開発
稲葉 稔	同志社大学	理工学部	教授	革新的材料による次世代燃料電池 システムの構築
折茂 慎一	東北大学	材料科学高等研究所	所長／教授	革新水素貯蔵ー水素反応の精密 解析とデジタル技術の援用ー

バイオものづくり領域

氏名	所属機関	所属部署	役職	研究開発課題名
チーム型研究				
本田 孝祐	大阪大学	生物工学国際交流 センター	教授	多様な微生物機能の開拓のための バイオものづくり DBTL 技術の開発
大熊 盛也	理化学研究所	バイオリソース研究 センター	室長	先端的植物バイオものづくり基盤の 構築
野村 暢彦	筑波大学	生命環境系	教授	GX を駆動する微生物・植物 「相互作用育種」の基盤構築

野地 博行	東京大学	大学院工学系研究科	教授	超並列たんぱくプリンタシステムの開発
馬場 健史	九州大学	生体防御医学研究所	教授	次世代バイオものづくりを駆動する高度オミクス計測・解析基盤の開発

※採択者の所属機関、所属部署、役職は提案時点のもの

参照条文等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）
（基金）

第27条の2 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第27条の3 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）（抄）
（基金の設置等）

第25条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条第一項各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項におい

て「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（余裕金の運用）

第 47 条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

○業務方法書（文部科学大臣認可 平成 15 年 10 月 1 日）

（特定公募型研究開発業務）

第 51 条 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を行うものとする。

2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）

（文部科学大臣決定 令和 4 年 2 月 28 日）

2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の将来の産業成長と 2050 年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的 GX 技術の創出に向けた研究開発を推進する。研究開発の推進においては、研究進捗や最新の技術動向、産業界の抱えるボトルネック課題等を踏まえ、ポートフォリオ（プロジェクトの構成や資金配分等）を柔軟に見直すとともに、国際的なネットワークからの知見も積極的に取り込み、技術成熟度の向上や社会実装に向けた応用フェーズへの早期の橋渡しを目指す。

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（革新的GX技術創出）に関する
報告書に付する文部科学大臣の意見

文部科学大臣意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和6年度特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次の通りである。

文 部 科 学 大 臣

令和6年度特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、文部科学省が策定した基本方針及び研究開発方針等に基づき、革新的GX技術の創出に向けた研究開発を推進するため、令和6年度採択課題1件を含め、採択した各研究開発課題の計画内容の精査・調整を行い、着実に業務を実施した。引き続き、プログラムディレクター、プログラムオフィサーとも議論しつつ、研究開発を着実に推進していくことを期待する。
2. 国際的な視野に立った研究活動を推進できる人材の育成を目指し、本事業に参画する学生を対象とした海外派遣支援制度を開始した。また、戦略的創造研究推進事業先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）との連携促進及び異分野の研究者や若手研究者のカーボンニュートラル関連研究への参画促進を目的とした「GX実現に向けた異分野連携シンポジウム」を国内6地区において実施した。今後も社会実装に向けた研究開発の基盤となる人材の育成・輩出に向けた取組が期待される。
3. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と連携し、意見交換や研究進捗等の情報共有を実施する等、研究成果の社会実装に向けて着実に業務を実施した。今後もアカデミアの成果を企業等における技術開発・実証・社会実装へつなぐための取組を推進していくことを期待する。

4. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。

